# 

# 福祉用具-ポータブルトイレ

## JIS T 9261 : 2011

平成 23 年 3 月 22 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

氏名 所属 (委員会長) 山内 繁 早稲田大学 (委員) 青 木 和 夫 日本大学 赤居正美 社団法人日本リハビリテーション医学会 (国立障害者リハビ リテーションセンター) 財団法人テクノエイド協会 一瀬正志 太田修平 日本障害者協議会 社会福祉法人京都ライトハウス 加藤俊和 日本生活支援工学会 川澄正史 大 石 奈津子 財団法人日本消費者協会 佐 川 日本女子大学 賢 独立行政法人産業技術総合研究所 倉片憲治 末 田 統 徳島大学名誉教授 高 橋 潔 独立行政法人製品評価技術基盤機構 田中 理 横浜市総合リハビリテーションセンター 田中 繁 国際医療福祉大学 田中雅子 社団法人日本介護福祉士会(富山県福祉カレッジ) 畠 中 順 子 社団法人人間生活工学研究センター 財団法人共用品推進機構 森川美 和 森本正治 大阪電気通信大学 淳 日本生活協同組合連合会 山 際 日本福祉用具・生活支援用具協会 山 澤 貴

日本工業標準調査会標準部会 高齢者・障害者支援専門委員会 構成表

主務大臣:経済産業大臣制定:平成23.3.22

官 報 公 示:平成 23.3.22

原案作成協力者:日本福祉用具·生活支援用具協会

(〒105-0002 東京都港区愛宕 1-6-7 愛宕山弁護士ビル TEL 03-3437-2623)

- 審 議 部 会:日本工業標準調查会 標準部会(部会長 二瓶 好正)
- 審議専門委員会:高齢者・障害者支援専門委員会(委員会長 山内 繁)

この規格についての意見又は質問は,上記原案作成協力者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット環境生活 標準化推進室(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail:jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625) にご連絡くだ さい。

なお,日本工業規格は,工業標準化法第15条の規定によって,少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査 会の審議に付され,速やかに,確認,改正又は廃止されます。 目 次

	~-	・ジ
1	適用範囲	• 1
2	引用規格······	• 1
3	用語及び定義 ·······	• 1
4	各部の名称	• 2
5	リスクマネジメントによる設計,外観及び構造	• 2
5.1	リスクマネジメントによる設計・・・・・	• 2
5.2	外観	• 3
5.3	構造	• 3
6	性能	• 3
7	試験条件	• 4
7.1	試験室の環境	• 4
7.2	試験装置	• 4
7.3	許容差	• 5
8	試験	• 5
8.1	一般	• 5
8.2	安定性試験	• 5
8.3	静的強度試験	. 8
8.4	耐衝撃性試験	12
8.5	耐久性試験	15
8.6	耐落下衝撃試験	18
8.7	滑り抵抗試験	18
8.8	けい(頚)部の引き込まれ回避確認試験(背もたれ及びひじ掛けがある場合)	19
9	検査	20
10	表示	20
11	取扱説明書	20
附	属書 A(参考)設計における配慮事項────────────────────────────────────	22
解	説	24

### まえがき

この規格は、工業標準化法に基づき、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本 工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が,特許権,出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意 を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は,このような特許権,出願公開後の特許出願及び実 用新案権に関わる確認について,責任はもたない。

### 日本工業規格

JIS T 9261 : 2011

# 福祉用具-ポータブルトイレ

### Assistive products-Commode chairs

### 1 適用範囲

この規格は、福祉用具のうち、汚物をためる容器を組み込んだいすで、トイレ以外の場所で用いるポー タブルトイレについて規定する。ただし、給排水の機能を備えたものは除く。

### 2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの 引用規格は、その最新版(追補を含む。)を適用する。

JIS K 6253 加硫ゴム及び熱可塑性ゴムー硬さの求め方 JIS T 0102 福祉関連機器用語「支援機器部門]

### 3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、JIST 0102によるほか、次による。

### 3.1

### 背もたれ

人体を支えるために水平に作用する力を支持する面となる部材。

### 3.2

### ひじ掛け

腕を支えるための部材。

### 3.3

### 座面

人体を支えるために、排せつ(泄)時以外の垂直に作用する力を支持する面となる部材。

3.4

### 便座

人体を支えるために, 主に排せつ(泄)時に垂直に作用する力を支持する面となる部材。

### 3.5

### 汚物受け

**排せつ(泄)物をためるための部材。** 

### 3.6

### 蓋部

便座を覆うための部材。